

パブリックコメント手続実施要項

案 件 の 名 称	(仮称)箕面市新改革プラン(素案)
パブリックコメント手続的 実 施 の 目 的	(仮称)箕面市新改革プラン(素案)の内容について、広く市民の声を聴くため
実 施 部 局 名	箕面市総務部行財政改革推進室
(問 い 合 わ せ 先)	行財政改革推進室 (電話:072-724-6765)
パブリックコメントの 対 象 と な る 資 料	(仮称)箕面市新改革プラン(素案)
閲 覧 方 法 と 閲 覧 場 所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市ホームページ (https://www.city.minoh.lg.jp/gyoukaku/public_comment.html) (2) 総務部 行財政改革推進室(箕面市役所 別館5階) (3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター(みのおライフプラザ) 中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南生涯学習センター、中央図書館、桜ヶ丘図書館、萱野南図書館、西南図書館、小野原図書館、みのお市民活動センター、らいとびあ21、ヒューマンズプラザ、多文化交流センター <p>※(2)～(4)は、月曜日～金曜日の8時45分から17時15分まで ※(5)は、各施設の開館日、開館時間中</p>
意 見 等 の 提 出 期 間	令和2年(2020年)12月1日から令和3年(2021年)1月8日まで(郵便の場合は必着)
意 見 等 の 提 出 方 法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 箕面市総務部 行財政改革推進室) (3) ファクシミリによる送付(072-723-5581) (4) 電子メールによる送付(gyoukakupabu@maple.city.minoh.lg.jp) <p>※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意 見 等 を 提 出 可 能 な 人	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提 出 さ れ た 意 見 等 及 び 市 の 考 え 方 の 公 表 方 法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間:令和3年(2021年)1月から2月頃 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備 考	